

室町中期の遠江国蒲御厨をめぐる甲斐氏と吉良氏

松 島 周 一

はじめに

小稿は、東大寺領である遠江国蒲御厨を検討の対象に取りあげ、そこでの事例を通して十五世紀半ば、応仁の乱直前の頃の遠江の状況と、そこから垣間見える同国守護代甲斐氏の立場や、近隣に勢力を持つ吉良氏の活動などについて、基本的な事実の整理と吟味を行なうことを目的とする。

現在の浜松市内にあった蒲御厨は、もともと伊勢内宮領であったが、鎌倉時代には北条氏が地頭職を持ち、室町時代には幕府料所となつて、明徳二年（一三九一）に足利義満から東大寺に寄進された。神宮側は抵抗したものの、次第に東大寺の一円支配が強まっていたようである^①。

十五世紀の遠江は周知のように足利一門である斯波氏の領国であり、その守護代として甲斐氏が国内に強い影響力を及ぼしていた。甲斐氏はこの蒲御厨にも密接な関係を持ち、その動向が御厨の状況を左右していたこともよく知られている。そうし

た甲斐氏と御厨の関係を辿っていくと、そこから甲斐氏が遠江国内で有していた勢力のありようが照らし出されてくるように、筆者には思われる。

一方、蒲御厨に近接する浜松庄では、南北朝の頃から吉良氏が地頭となつていたと思われ^②、以後、室町時代を通じてその支配の下にあった。そのため、蒲御厨は吉良氏の勢力とも接触し、その活動の影響を蒙ることも多かった。御厨での事例からは、当該期の遠江西部における地域史が形成される上で、吉良氏が果たしていたであろう役割の一端を窺うこともできるように思われる。

近年、『静岡県史 資料編六 中世^③』（以下、『静資』と略記）とそれに基づく『静岡県史 通史編二 中世^④』（以下、『静通』と略記）の刊行によって、室町時代の蒲御厨やその周辺をめぐる研究条件は、従来の成果をより深めるような整備がなされてきたと思われる。筆者には御厨の歴史像や庄園としての構造、特質を論じる能力がまったく欠落しているが、史料を讀

み解きながら、今後の踏み台となるような事実の整理を行なっていく作業は、僅かでも進めてみたいと思う。

一、長祿三〜四年の蒲御厨

ここではまず、長祿三年（一四五九）末の、蒲御厨をめぐる動向を取りあげる。それは、ここであらわれる出来事が、当時の甲斐氏を取り巻く状勢を考える上で、象徴的な意味を帯びていると思われるからである。しかし、その点に言及するためには、基礎的な史料の吟味から話をはじめなければならぬ。

史料 A

〔端裏書〕

「千喜久方之国へ之状案文」

蒲御厨之事、今度野伏・兵糧米等被相懸候なる間、此方代官職之事被仰談候折節候、まつく可被停止催促之由候也、恐々謹言、

十二月五日

氏信判

金平判

不破周防守殿

津久井平左衛門尉殿

蒲御厨之事、今度、野伏・兵糧米等被相懸之由、自東大寺被申候間、当方より被申談子細候、催促を可被停止之由候也、⁶

これは「東大寺文書」の中に残る写であり、寺領の蒲御厨をめぐるいくつかの興味深い情報が記されている。蒲御厨に対して「野伏・兵糧米」が賦課されていたこと（それを行なっていたのは、守護代である甲斐氏の配下であろう）、そのような「国」の動きを「千喜久」方が一時的に押さえようとしていたこと、その理由は東大寺から蒲御厨の「代官職」を獲得しようとしていたためであること、などが直ちに読み取れるであろう。ここに見える「野伏（のぶし）」は、『邦訳日葡辞書』によると「戦闘に先立って起こる小ぜり合いや衝突」の意であり、「野伏の衆」が「このような小ぜり合いに備えて、先頭に立って行く軍勢」ということである。ここで賦課されているのも、そうした戦闘要員であったと思われる。これらの情報を活用するためには、これが何時の出来事であり、また「千喜久」とは誰であるのかを検討していく必要がある。その際に想起されるのは次の史料である。

史料 B

一、甲斐入道常治（将久）昨夜入滅了、越前以下守護代事、甲斐八郎（敏光）子^二被仰付、御判以下安堵云々、八郎ハ於北国テ、屋形（斯波義敏）方堀江石見守ト致合戦最中、入道他界之間、可相替国儀云々、

……
甲斐美濃入道（将久）遺跡事、八郎（敏光）在陣之間、被仰付千喜久了、諸篇不相替申談之、可致忠節之旨、可令加

下知越州寺領之由被仰出也、仍執達如件、

長祿三

八月十三日

之種
之清

興福寺雜掌

【(一)内は筆者注。以下同】

まず「千喜久」は越前・遠江守護代であった甲斐将久の孫であり、祖父の死後に甲斐氏の家督を嗣いでいた人物であったことが分かる。そうした立場の人物であれば、史料Aのように彼のもとから蒲御厨のある遠江の「国」に対して、「野伏・兵糧米」の賦課を「停止」するよう求めていたことも符合するであろう。まだ幼かったであろう千喜久(菊)が家督を嗣いだ理由は、当時、越前で守護斯波義敏側と戦っているためにたまたま京都を不在にしていた父敏久の代理としてということであった。従って、敏光が京都に戻って甲斐氏の家督の正式な後継者となれば、史料Aのような奉書が出されることはなくなる。その時期は、おそらく寛正二年(一四六一)八月、「武衛事、又波川息(義廉)十五六之躰被仰付、既被移屋形、元息(松王丸)ハ被成僧分云々、依之甲斐八郎二郎(敏光)被召上、朝倉弾正(孝景)可罷上分及其沙汰云々」と、斯波義敏と息子の松王丸が失脚し、義廉が斯波氏を嗣いで、甲斐敏光が京都に召集された時ではなかったか。千喜久が甲斐氏の家督であり史料Aが作成されたのは、長祿三年八月の祖父将久の死没から寛正二年八

月までの間であり、具体的には長祿三年十二月か寛正元年(長祿四年)十二月を想定すべきなのである。この時期、蒲御厨などの庄園には現地の守護代被官(不破周防守・津久井平左衛門尉などがそれに当たるのであろう)などから「野伏・兵糧米」が賦課され、一方、在京していた守護代甲斐氏(幼少の千喜久を輔佐する氏信・金平らの奉行人たちが中心となっていたのではないか)は、代官職の獲得を求めて領主である東大寺と折衝していたのである。では、それは長祿三年と寛正元年のどちらであろうか。

こうした賦課は遠江だけの話ではなかった。尾張では、長祿四年八月五日と十五日に守護代である織田輔長が、現地にいる守護又代の織田豊後入道に「如意庵領当国破田遠州進発野伏事、可被止催促之由候也」との内容を伝達する書状を送っている。破田郷は現在の一宮市周辺の松枝庄内に見える地名で、京都の大徳寺如意庵の所領である。そこに賦課されたのが「遠州進発野伏」であった。「野伏」が尾張国内から動員され、遠江に派遣されていたことが分かる。同じ斯波領国の守護代として、甲斐氏と織田氏の連携がなされたと推測される。この動員は、織田氏によって尾張国内に広く賦課され、破田郷の場合には領主側からの異議申し立てがあったために、その停止が認められる形がとられていたのであろう。すなわち、尾張から遠江に送られる「野伏」は長祿四年八月よりも以前から動員されていたと考えられる。当事国である遠江国内においては、それよりも

以前から「野伏・兵糧米」を徴発しようとする動きが見られるのが自然ではないか。以上から、筆者は史料Aを長禄三年十二月の甲斐氏奉行人奉書と推定する。

なぜ、史料Aのような展開が遠江国内で生起していたのであろうか。長禄三年末という時期が注目される。この時期の遠江には、守護代による領国内からの動員・徴発が行なわれる背景となっていたであろう現象が、確かに見出される。

史料C

遠江国住人原遠江入道以下牢人等対治事、早合力守護代可被致忠節、若有難洪輩候者、随注進可有其沙汰之旨、可被加下知蒲御厨之由、所被仰下也、仍執達如件、

長禄四年四月二日

散位在判

加賀守在判¹⁴

これは翌長禄四年（寛正元年）になってからの幕府奉行人奉書である。充所は欠けているが、「蒲御厨」とある以上、その領主である東大寺に充てられたものと解して大過ないであろう。一見して顕らかなように、「蒲御厨」に対して「早合力守護代可被致忠節」きことを求めており、史料Aとも繋がる内容である。ここに記された「原遠江入道以下浪人等」が守護代甲斐氏に敵対しているという事態は、既に前年から進行しており、それに対してまずは史料Aのような対応が探られ、次いで史料Cのような展開となったのではなからうか。この原氏は鎌倉時代に原田庄（現在の掛川市周辺）の地頭となっており、中世を

通じてその周辺に勢力を張っていたという。¹⁵

このように幕府が遠江において、守護代甲斐氏への援助の姿勢を示している理由については、いくつか留意すべき点がある。まずこの時期は、斯波義敏が関東出兵を命じられながら、その軍勢を越前の守護代でもあった甲斐氏との抗争に転用して敗北、將軍義政を激怒させた長禄合戦（長禄二年末～長禄三年五月頃）と近接している。¹⁶ その抗争は遠江にも波及したようである。¹⁷ その際、「此外為公方、甲斐ヲ可合力旨、被仰付之方々、武田・畠山大夫・両佐々木・所々寺社本所領云々」と幕府や將軍義政は明確に甲斐氏に肩入れしていた。そのため遠江国内でも反甲斐氏の動向を押さえ込むための「所々寺社本所領」への指示が、奉行人奉書として発給されたと思われる。当時このような甲斐氏援助を、幕府が遠江国内に所領を持つ庄園領主に求めていたのは、この事例ばかりではない。長禄三年八月九日には、「今河治部少輔并井牢人已下事、近日令出張、可打入遠江国旨風聞云々、事実者、不日可合力守護代之趣、可被加下知同国榛原・新所地下人等之由、被仰出候也」という奉行人奉書が、「南禅寺雑掌」に対して発給されていた（「榛原・新所」は南禅寺領遠江国初倉庄内の地名である）。¹⁸ 今川治部少輔については「故了俊（今川貞世）の御跡六郎治部少輔殿」などと史料に見え、今川範将であると推定されている。「井牢人」とは井伊城の残党という意味であろうか。嘉吉元年（一四四一）に、駿河守護今川範忠が遠江へ侵攻した際、京都から下った斯波勢がこ

れを撃破したが、今川方の殘党の一部は井伊城に籠もって戦い、敗れたという。敢えて憶測を加えれば、長祿三年頃の「原遠江入道以下牢人等」「今河治部少輔并井牢人已下」の活動の背後には、斯波義敏との繋がりがあったのかもしれない。

また、こうした斯波氏内部での混乱を引き起こしたさらに大きな背景としては、当時の遠江が享徳の乱（一四五四〜）において関東への幕府軍の派遣に関わる拠点とされていたことが挙げられよう。当時、蒲御厨に対して「関東之儀弥成大儀候、国方御勢悉被打立候、然間自国方も破先規、人夫以下被申懸候」²¹「関東夫大儀御さいそく候」という事態が起こっていた。これは蒲御厨の公文から東大寺に送られた申状の一節である。年は記されていないが、『静資』では「康正元年（一四五五）カ」と比定しており、筆者もそれに賛成する。その内容は、「関東之儀弥成大儀」り、「国方」すなわち守護斯波氏の軍勢がそれぞれに総動員されている（「国方御勢悉被打立候」）。そのため、蒲御厨に対しても守護方から先例を無視した人夫などの徴発が課せられている、というものである。斯波領国は、享徳の乱の初期から、こうした関東派兵を行っていた。²²長祿合戦自体が、さらなる出兵を幕府から求められながら、斯波義敏がそれに従わず戦力を甲斐氏討伐に用いようとして引き起こしたものであり、それゆえに幕府は甲斐氏を支援するという構図を持っていた。その際に、既に早くから「国方御勢悉被打立」れていた遠江では、守護代甲斐氏が国内の混乱に対処しようとするれば、戦

闘員の補充などの「合力」を各地の庄園領主に求めざるを得ないことも、自然な展開であった。おおよそ以上が、長祿三年頃の蒲御厨を取り巻く諸状勢である。

二、蒲御厨代官職をめぐる

では、甲斐氏は庄園側から、必要な協力を得ることができたのであろうか。やはり蒲御厨を事例として、次の二通の史料から考えてみたい。

史料D

畏申上候、

抑就国之忿劇候て、更々御領之無納所候之間、かたく催促申候、仍納所被申候へ共、海道ふさかり候て、商人罷不上候間、不及了簡候、次われらも罷上候はん心中にて候へ共、自地下申留られ候て、如此地下より注進被申候、

一、自国方兵らう米過分懸申候て、聽以使けんせき被至間、種々佗言申候処、料足廿余貫文にて道行候、……恐惶謹言、

十二月十七日

弥太良（花押）

進上 油倉殿御侍者御中

史料E

畏申上候、

抑就国之念劇色々雑説候間、御上使春了、十月八日御上洛候、其已後是非之御左右不承候、無御心元候、

一、守護方より兵糧米過分ニ申かけられ、聽而被入譴責候之間、御公用甘余貫文不道行候、

……

一、御上使達御上洛候を留申候事、色々之雑説候之間、御領一人も上使さま御座候へてハ、御領もいか、と存候て、平ニ留申候、

……

十二月十七日 蒲御厨東方 諸公文等

進上 油倉江侍者御中

参

前者は東大寺から蒲御厨に派遣された上使が、東大寺の経営期間である油倉に送った書状であり、後者は蒲御厨の公文から同じく油倉に送られた申状である。内容から見て、同時期のものであると推定してよいであろう。それが何時であるのかを確定するのは困難であるが、「自国方兵らう米過分懸申候て、聽以使けんせき被至間、……料足甘余貫文にて道行候」「守護方より兵糧米過分ニ申かけられ、聽而被入譴責候之間、御公用甘余貫文不道行候」の部分に着目したい。守護（実質的には守護代）から多くの兵糧米を要求され、折衝の末にその代として甘貫文を供出した結果、東大寺への公用銭を欠くことになったという顛末が述べられている。「静資」にまとめられた蒲御厨

関係の史料を見ていく限り、こうした兵糧米の徴収に関わる記載は他に無く、通常から行なわれていたものではないと思われる。それゆえ、これは史料Aに見える「野伏・兵糧米等」の事例と重ねて捉えることができるのではないか。そうであれば、史料E・Fはともに、長祿三年末のものと想定できるであろう。また、そうであれば「国之念劇」と繰り返し述べられる出来事も、史料Cなどが示す遠江国内の戦乱として理解することが可能であり、諸史料を整合的に繋ぐことができよう。

そこで注意が必要なのは、もし甲斐氏が蒲御厨に「野伏・兵糧米等」を求めていたのであれば、それは一部しか実現できていなかったということである。史料D・Eが語るのは「兵糧米」分としての「甘貫文」についてであり、それも「譴責」という強硬手段の末に獲得したものであった。逆にいえば、それだけ蒲御厨の抵抗は強いものであった。敢えて推測を重ねれば、この時期の甲斐氏による動員・徴発は、本来はこの程度で済むものではなかったと思われる。たとえば、寛正二年（一四六一）十月の「南禅寺領遠州初倉庄守護半済之事、以目安伺之、即命飯尾左衛門大夫（之種）也」という事例が注目される。前述のように初倉庄については長祿三年八月の段階で「不可合力守護代之趣、可被加下知同国榛原・新所地下人等之由、被仰出候也」と幕府から南禅寺に命じられていた。時期的な近さから見て、おそらくこれが「守護半済」に繋がるものであり、それを不服とした南禅寺の訴えを、当の幕府が認めざるを得なくなっ

たというのが、ここでの展開であろう。実際に「半済」分の徴収などということがこの時期に可能であったかはともかく、こうした守護代側の姿勢に庄園の現地からも領主側からも反発が強くなるのは当然である。甲斐氏としては蒲御厨²⁸においても「守護半済」とされるような要求まで持つて行きたかったのかもしれない。最終的には、そのために幕府を動かして史料Cを発給させたと思われるが、少なくとも長祿三年末までの段階ではそれに程遠い成果しか挙がっていなかったであろう。史料Aがあらわれてくるのは、そのためであったと思われる。現地での賦課と譴責が限界を示している時、在京の守護代甲斐氏（の奉行人である氏信・金平などか）は東大寺から御厨の代官職を獲得する（甲斐氏の家人が御厨代官となって、賦課と徴収にあたる）ことよって、庄園からの「合力」を円滑に実現させようとしていたと推測される。すると次に問題となるのは、こうした甲斐氏側の思惑が成功したのか、すなわちこのとき蒲御厨代官に甲斐氏の家人が補任されたのか、ということである。結論からいえば、その試みは失敗に終わった。直接にその顛末を語る材料は見出せないが、いくつかの史料を組み合わせるにより、当時の状況が垣間見えてくる。

史料F

御書畏拜見仕候、

抑蒲御代官職事、悟真寺へ御契約之由承候、……

一、就子歳（康正二年）之旱魃、自東西両人罷上、御訴訟

申上候之処、御損免半分下給候、畏入候、雖然丑歳（康正三年・長祿元年）同又旱魃皆損仕候、……
（後欠）²⁹

史料G

任料無面目候へ共、先拾貫文分令進上候、御年貢ハ無料簡之間、以前參拾貫文不足參貫二百五十文進上申候、……

依蒲御年貢之事、堅蒙仰、驚人存候、……今までハ蒲より無京着之分、一向私志曲と被思食候事、失面目、於以後加様候ハんする時、可失面目候間、国へ人お御下候て、地下を御尋候て、代官職をも可被返上候、我々以前より忝御意共にて候間、涯分京為中（田舎々）走舞可致封候心中にて候へ共、加様蒙仰候間、不及申私之不運之至極、乍去可然様寺門様へ御披露も候て、長久御代官職をも被仰付候者、涯分可致封候事候、期後便之時候、恐惶謹言、

九月廿四日

周賢（花押）

油倉尊答³⁰

史料H

辰年（長祿四年・寛正元年）借納分

……

合八十六貫三百七十一文

拾伍貫文

故坊主方蒲任料返弁

都合百壹貫三百七十一文

長祿四年〔庚辰〕五月十六日 実融（花押）³⁾

【一】内は割書部分。以下同】

史料I

〔蒲藏書〕（寛正二年）五月廿六日蒲注進状之返事案文

〔辛巳〕（寛正二年）五月廿六日蒲注進状之返事案文

去月廿六日之注進、今月五日到来候、……
一、先庄主賢藏主事、自初年契約相違候て、公用無沙汰候間、年々未進過分之条、以外之次第候、如此不法之仁候上者、以後弥々不可有正体候間、既爲寺門之衆儀改替之畢、其子細先日態下遣人、委細申入候、定參着候哉、向後聊不可有許用之儀候、此子細被相触于地下人等、能々可有覚悟候、
……恐々謹言、

六月八日

妙祐

蒲御厨東西諸公文文中 御返事 ³²⁾

まず史料Fは後欠であり、具体的な差出や充所は不明である。ただ、早越などによる年貢減免に関わる書状といふことは推察できる。「丑歳同又早越皆損仕候」の部分からは、丁丑の年である長祿元年（一四五七）よりもあとと書状であることが分かり、その中で蒲御厨に「悟真寺」と呼ばれる新たな代官が登場することが記されている。そして、庚辰の年である長祿四年Ⅱ寛正元年（一四六〇）における東大寺の借錢返済の算用状である史料Hでは、「故坊主方」の借錢十五貫文が「蒲任料」によ

って返済されている。新代官の補任は長祿二年から三年にかけてと考えるのが妥当である。次に寛正二年の史料Iにおいて「契約相違」を責められ代官を解任されている「先庄主賢藏主」がいる。彼は「年々未進」を重ねていたのであるから任期は複数年にわたっていた筈であり、長祿二～三年に補任されたであろう新代官も「賢藏主」ということになる。これに該当する代官は、史料Gで蒲御厨代官としての任料を支払っている周賢であると見なして間違いはないであろう。すなわち史料Gは長祿二～三年頃のものとして推測できるのであり、周賢が史料Fで「悟真寺」と呼ばれた人物であろう。

以上から導かれるのは、長祿二～三年の九月までに蒲御厨には新代官として周賢が補任され、その任期は寛正二年前半まで確認できるという事実である。史料Aは長祿三年十二月のものである可能性が最も高く、それを遡ることはない。前年の十二月では、まだ千喜久が甲斐氏の家督を嗣いでいないからである。従つて、甲斐氏が東大寺に対して蒲御厨の「代官職之事被仰談」れていた時、既に新代官の周賢は補任されたあとであり、その地位は寛正二年まで変わることはなかった。甲斐氏の要求は実現されなかったのである。おそらく領主の東大寺によつて拒否されたのであろう。

以上のように長祿三年の状況を整理してみると、史料Cが発給された意味も明らかになってくるのではなからうか。遠江国内の混乱に対処するため、庄園からの動員・徴発を進めざるを

得なかつた甲斐氏は、蒲御厨においては史料Aのように代官職を求めてその実現にあたらうとしたものの、失敗を余儀なくされた。そのため次善の策として、幕府による奉行人奉書の発給という形で東大寺に圧力をかけようとしたのではないか。

こうした守護代甲斐氏による遠江国内の諸庄園などへの賦課は、享徳の乱による関東への出兵、斯波氏と甲斐氏による長祿合戦の展開、それらと連動している可能性もある国内の戦乱などを背景として、かなり執拗に追求されていたと思われる。それがどのような結果をもたらしていたのかを考える材料の一つとして、史料Iに注目することができよう。寛正二年の段階で、蒲御厨では代官周賢が「自初年契約相違候て、公用無沙汰候間、年々未進過分之条、以外之次第候」と東大寺から非難され、代官の地位を失う事態となっていた。そこには不作などの自然条件も加わっていたかもしれないが、周賢の代官在任の時期が、ちょうど甲斐氏からの徵発の動きが強まっていた頃と重なるのも事実である。前掲の、南禅寺領初倉庄の事例のように「守護半済」ともいわれるような徵発を甲斐氏が進めていたのであれば、それが庄園領主にとつて「年々未進過分」という現象を招来してしまう要因となることも、想定が可能であろう。

ちなみに、当時の遠江国内の状況については、次の史料も参考になる。

史料J

一目安

遠江国浜名御厨代官為政謹言上、

右、当御厨者为嚴重神領、自往古無武家妨之処、自守護方数年被半済、神役令闕如之条、神慮難測者哉、剩近年懸臨時之課役被遣（謹）責之間、神領可令退転、然者神役沙汰不可叶、急被成上神宮連署（署）御解状、嚴密蒙御成敗、被停止守護方綺、全知行專神役勤矣、仍謹言上如件。³³

これは伊勢神宮領である浜名御厨に関わる記事であり、「氏經卿引付寛正三年条」に見える。ここでもまた、「自守護方数年被半済、神役令闕如」「近年懸臨時之課役、被遣（謹）責之間、神領可令退転」と、甲斐氏による重い賦課を批判する記述があった。前述のように、「守護方」である斯波氏では寛正二年に、甲斐氏と対立していた義敏と息子の松王丸が失脚し、新たに養子に入った斯波義廉が家督を嗣いでいた。その下で、甲斐氏が遠江の現地を取り仕切っていたと思われる。これらの事例から類推すれば、蒲御厨が要求されていたのも、「半済」のように過重な、所領が「可令退転」き負担であった可能性が存する。この事態が、おそらく東大寺に、蒲御厨の代官補任について、後述するようなそれまでとは異なる対応措置をとらせるに至ったのではなからうか。

三、蒲御厨と甲斐氏被官

ここで少し話を廻らせた。

甲斐氏が長祿三年末に蒲御厨の代官職を求めたことは既に見た通りであるが、実はこれより以前、甲斐氏の関係者がその職を帯びていた時期があった。まず次の史料から。

史料K

目安

遠州蒲御厨公文御百姓等謹言上、

右条者、応嶋方廿余年御代官候、其内十ヶ年応嶋五郎衛門方御代官之間、御沙汰条々ちかい候へとも、上意をいか、と依存候、此年月不申上候、

……

一、御使に自身十人廿人御就候て、譴責不及申候、如此題目にて候際、不入之御奉書を御申、可然御代官を急々下御申候ハてハ、田地に歛を打申し候、来年の御年貢有ましく候、中々応嶋方に置申候て御代官候者、長乞食可仕候、以此旨預御披露候者畏入候、粗言上如件、

十月 日

蒲御厨諸公文御百姓等

目安

御奉行所³²⁾

この史料自体には年次が記されていないが、後述のように筆者は宝徳元年のものと推定している。まず内容を確認したいが、

かつて蒲御厨では、応嶋の一族が二十余年にわたって代官を務めていたという。そのうち十年は応嶋五郎衛門の在任期間であった。ただ、この人物は「可然御代官を急々下御申候ハてハ、田地に歛を打申し候、来年の御年貢有ましく候、中々応嶋方に置申候て御代官候者、長乞食可仕候」と、現地の公文から厳しく排斥されている。既に指摘されているように、蒲御厨の公文たちは西方と東方に別れ、この応嶋五郎衛門に対しては、西方が積極的な解任への訴訟を行っていた。その結果があらわれるのは、次の史料である。

史料L

目安

蒲御厨諸公文謹言上、

右条者、就吉美方名公文職事、御尋之御奉書、惣公文方へ御下候、其子細口拜見申、五郎太郎入道召出、巨細被相尋之処³³⁾、代々之証文被出対候之間、御代官様(定賢力)被理運聞召分、彼在所之事者、雖五郎太郎入道理運至極、先御沙汰之前ハと被仰候て、公方へ被召置候之処³⁴⁾、渡瀬衛門太郎(宗近)、今月十五日より、さらとの(吉良殿)、御領の人を憑申、弓矢かまへを仕、同十六日未刻³⁵⁾強入部仕候之間、言語道断之次第に候、如此無理を企候て、公方様へ緩急を至(致)者候事に候間、皆々罷出、事之子細をも可相尋候へとも、御代官様御下向候ていか程も候ハて、御領之大事取手候てハ、公私不可然存、万事と堪忍仕、如

此注進申候、

一、吉美方名、渡瀬公文(宗近) 帶支証可有知行之由申候、かつく不可有其支証候、……五郎太郎入道、先々の帶支証、応嶋五郎衛門方へ申候之間、任支証五郎太郎入道方へ一円^ニ被渡候間、……

一、大谷殿御代官時、如今度申上候、渡瀬帶証文、色々訴訟申候しかとも、両方被召合候て、支証御結解候て、五郎太郎入道方へ御沙汰付られ候、無其隱候、……

……

一、応嶋方廿余年御代官被申候内^ニ(渡瀬父子が) 御年貢をひきおい申、数ヶ度逃散仕、御領をくるわかし、殊^ニ去徳政のきさ^ミ、応嶋方へ条々緩怠を至(致) 候事を、甲斐殿様被聞召候て、当国之乱をもしつ(鎮) められ候はん為^ニ御下向の則、先渡瀬父子^ニ生涯させらるへきに候しお、惣公文方大角彦左衛門承及候て、たちまちにおと(落) して候、さ候之間、其ま、御領^ニ安堵仕候ハす候、其後あまりにく、彼衛門太郎が親わひ事をいたし候間、御代官方へ申候て、彼親の入道一人屋敷一所申請、隠居仕候、御年貢をハ六栗方之公文青谷・篠瀬公文蒜田・長田之公文大角彦左衛門両三人して、応嶋かいあきの時までは、とりつき申て候、普代の在所おたにも如此もちあつかい申候、今度上落(洛) 仕候衛門太郎、公文とまかり成、公方様へ出仕申候事ハ、御本所之上使御下向

之時、始而出仕申す式にて候上ハ、帶証文、人の持來候在所を蒐角いらん申上候事、不思議之題目にて候、……仍粗言上如件、

宝徳四年卯月廿一日

御奉行所^③

蒲御厨諸公文等

この史料はあとで使用する必要もあり、敢えて長文を引用したが、当面必要なのは「御年貢をハ六栗方之公文青谷・篠瀬公文蒜田・長田之公文大角彦左衛門両三人して、応嶋かいあきの時までは、とりつき申て候」の部分である。すなわちこの宝徳四年(一四五二) までには、応嶋が「かいあき(改易)」されていたことが窺える。その時期をもう少し具体的に絞ろうとすると、次の史料が想起される。

史料M

東大寺領遠州蒲御厨御代官職事、依応嶋久重不法及寺訴儀之上者、申付他人、向後御年貢無延引之儀、任応嶋両度之請文可執沙汰候、於当年夏秋未進万七千疋者、新代官入部以後、相副冬分御年貢、年内必々可致沙汰候、某如此申候上者、旁無御疑之儀、可預無為之御口入候、恐惶謹言、

宝徳元

十一月十一日

常治(花押)

人々御中^③

宝徳元年(一四四九)、遠江守護代であった甲斐將久(常治)が、東大寺から蒲御厨の代官としての「不法」を訴えられた応

嶋久重の更迭（「申付他人」）を明言している書状である。すなわち久重が嶋五郎衛門の名である。この時点か、ここからさほど遠くない時点で久重が代官から解任されていたと捉えるのが、まず穏当であろう。従って、史料Kは史料Mの直前のものであり、おそらく宝徳元年十月の申状であったと思われる。ただ、その場合に注意が必要なのは、将久が「依応嶋久重不法及寺訴儀之上者、申付他人、向後御年貢無延引之儀、任応嶋両度之請文可執沙汰候」と述べていることである。東大寺が嶋久重を不法と訴えている以上、他者を代官とする。年貢はかつて嶋嶋が請文を出して請け負った分を必ず納めるように対応する。これが甲斐将久の言い分であった。東大寺領である蒲御厨の代官について、その任免の決定権を持つのが将久であったことが浮き彫りになっている。そして「某如此申候上者、旁無御疑之儀、可預無為之御口入候」すなわち自分（将久）がきちんと年貢を納めると言った以上、何の心配も要らないから、安心して新代官を補任してほしいとあるように、領主である東大寺は、将久の敷いた路線に乗って、おそらくは彼の意向に沿った代官候補者への補任を行なうことが期待されていたのである。この経過からは、嶋久重が将久の被官であったとの推測が可能ではなからうか。その立場は、将久の意向と判断によって左右されるものであった。こうした推測を補強してくれるのは、次の史料である。

史料N

〔編纂書〕
「就蒲御厨事、国 大谷豊前守へ下書状案」

申正月十三日

雖未申通候、就当寺領蒲御厨屋事、以慙飛脚令啓候、抑彼在所先年御存知事候間、如請口先規代管（官）職取沙汰候者可喜入候、同者寺門江口入仕被申度候、但以前之儀、於国者雖無御等閑候、京都取次方様無沙汰之儀候哉、今度之事每事直可申合候、巨細此使節可申入候、恐惶謹言、

正月十三日

盛祐

大谷豊前守殿

端裏書に付された「申正月十三日」は、庚申の年である永享十二年（一四四〇）を示すと判断される。この時、東大寺の盛祐から遠江の大谷豊前守に送られた書状である。内容は、かなり皮肉な口調で語られている。現地のことには既に「存知である」から、これまでのように蒲御厨の代官について適任者を出していただけは有難い。ただ、同じことならわれわれ東大寺にもちゃんと話を通してもらいたいのですがね。まあ、これまでそうした手ばかりがあったのは、現地のみなさんの責任ではなく、京都で取り次いでいた者の失態なのではないか。だから、今回はきちんと連絡をいただきたい。おおよそこのような文面である。ここからは、蒲御厨の代官を補任するに当たって、大谷豊前守が以前から現地にあつて差配していたことが窺え、またそれはしばしば東大寺を蚊帳の外に置いて行なわれていたこ

とも知られるであろう。大谷豊前守については「遠江国人大谷〔甲斐一族〕」と記す史料があり、守護代甲斐氏の一族であったという繋がりを確認できる。蒲御厨代官については、大谷氏（実質的には甲斐氏）が任免し、東大寺がそれを追認して補任していた状況が見取れるのである。

応嶋久重は史料Kにおいて、「十ヶ年」代官を務めたとされる。彼の更迭が史料Mのように宝徳元年の頃であったのならば、その十年前はちょうど史料Nの永享十二年となる。すなわちこの年に東大寺が、大谷豊前守と「今度之事毎事直可申合」しの過程を経て補任したのが応嶋久重であった。さらにそれ以前の十余年は、応嶋一族が甲斐氏や大谷氏によってかなり自由に代官とされていたものであろう。ここからも、応嶋一族が甲斐氏の被官であったとの推測を導き出すことは自然である。以上を通して、少なくとも一四四〇年代までの二十余年間、甲斐氏が蒲御厨の代官職をほぼ支配下に収めていたことは了解されると思う。

なお、文安元年（一四四四）に応嶋久重が東大寺に提出した蒲御厨代官としての請文がある。

史料O

預申

東大寺領遠江国蒲御厨御代官職事

右御年貢者、参百伍拾貫文^上所請申也、……縦雖為一事有不法之儀者、御代官職可被召放、若及異儀者、被訴申 公

方、可被申行罪科、若此条偽申者、大仏八幡御罰可蒙候、仍請文之状如件、

文安元年〔甲子〕十月三日

久重〔花押〕⁴¹

さきほどの検討結果と照合すれば、これは久重が代官として再任されるなどした際に提出されたものといえるであろう。また、蒲御厨の代官を更迭された久重は、のちに他国で名前を見出すことができる。長祿四年（一四六〇）正月には、興福寺大乘院領であった越前国河口庄の政所（代官）として補任されている。さらに、寛正二年（一四六一）から三年にかけて醍醐寺領越前国河合庄年貢の送状に署名しており、同庄代官かそれに近い立場にいたと思われる「応嶋五郎左衛門尉久繁」も、おそらく同一人物であろう。越前もまた、斯波領国であり甲斐氏が守護代として支配する国であった。応嶋久重は甲斐氏の被官であるからこそ、それらの地域での諸領に代官として活動の場を得ることができたといえよう。

ちなみに、遠江国内においてこのように甲斐氏の被官が庄園の代官となっている事例は他にも見出せる。典型的なものとして東寺領である原田庄の事例を見ると、享徳元年（一四五二）六月十二日、「遠州原田庄代管〔官〕職事」として「去年弥阿弥〔甲斐美濃入道（将久）家人〕此間雖代管〔官〕、去年春逝去、仍於于今者、代管〔官〕職事未定、然高木〔甲斐家人〕就増長院競望之、可申付云々⁴²」とされている。競争者はいるが、実質上は甲斐氏の家人がこの職を伝領していたのである。こう

した代官職の獲得を通して領国内への支配を拡げていくことは、守護代の配下にとって自然な行動であろう。それだけに、その状況がどのように維持され、あるいは行き詰まるのかは、守護代方の勢力がどの程度のものであるかを考える、ひとつの材料になってくるのではなからうか。その意味で、蒲御厨への甲斐氏による関与は、これ以後の展開も含め、興味深い変動をわれわれに見せてくれるもののように思われる。

ここまでは、甲斐氏が蒲御厨の代官職を支配していた時代の様相を概観してきた。それは、史料Aのような折衝とその挫折という展開が見出せる段階とは明らかに断絶している。その間の経緯はどのようなものであったのか。

四、東大寺の「譜代」代官

応嶋久重のあとには、大谷氏が代官となっている時期があった。史料Iに明記されている通りである。史料Iはそれを、吉美方名と渡瀬宗近一族がどう関わってきたかの一連の流れを述べる中で、応嶋の時代につづく位置に記載している。これに従う限り、宝徳元年（一四四九）と推定される応嶋久重の更迭のあと、甲斐将久によって一族の大谷氏が蒲御厨の代官として送り込まれたと考えるべきであろう。ただ、その在任期間は長くはなかった。次の史料がそれを物語る。

史料P

〔礼紙編書〕
一亥十一月廿日石田方状

……

御公用錢只今卅貫文分運送申候、御目出度候、此商人を御連候て、可罷上候へ共、此月之事ハ地下ニ御留候間、不罷上候、十二月ニハ必々可罷上候敷、地下請取をもそろゑ候て、御意之ことく定賢之時之申・西歳之御結解をも可申候、当年罷上候ハんするにて候ハ、委細可承候、当年之事ハ国もいまたふつそう（物念）候間、其等か事を当年ハ可留□由被申候、罷上候て御結解申度候、其御返事あるへく候、……恐惶謹言、

十一月廿二日

石田^④
義賢

礼紙端書から、この書状は乙亥年である康正元年（一四五五）のものだと推測できる。文中の「申・西歳」はそれぞれ壬申と癸酉年である享徳元年（一四五二）・二年を指している。この史料からは、その時の蒲御厨代官が定賢であったことが読み取れる。史料M段階で応嶋久重が更迭されたあと、代官大谷氏は、わずか一、二年で任を退き、遅くとも享徳元年までには定賢が代官となっていた。そのあとに代官となっていたのが石田義賢であったことも、ここから確認できる。定賢については、これ以上に述べるべき材料を見出せないが、義賢の場合にはいくつかのポイントを押さえておくことができるであろう。

石田義賢が蒲御厨代官であった年次を確実に証明できる初見史料は、享徳三年十一月二日の公用銭送状である。⁴⁷ただ、後述するように享徳二年に起こったと推定される御厨内の綿瀬名職の継承をめぐる混乱⁴⁸に関わって出されたと考えられる、十一月廿二日付の書状⁴⁹に「蒲政所義賢」と差出の署判がある。この書状は享徳二年のものである可能性が高い。ところが、前記のように享徳二年の結解は定賢の代のもつとされている。これらの事実を重ねると、おそらくこの年の秋か冬の頃に、石田義賢が定賢に代わって新代官となっていたと考えることが、最も整合的な理解である。

この石田義賢は、甲斐氏や東大寺とどのような関係にあったのか。

史料 Q

畏申上候、

抑今月一日御状同七日ニ到来候、委細拝見仕候、兼又御代管(官)(石田義賢)路次無為候、御上洛先以目出度候、

……

一、石田四郎左衛門(義賢)殿先々御代管(官)之由承候、目出度候、仍而十日ニ出府之由申て候、委細守護代殿御返事候、定石田殿可被申上候、

……

一、吉美方之事、五郎太郎入道ニ可有御渡由蒙仰候、兎も角も可為御意候、但彼入道も譜代之石田にても候ハす候、

時之面尾ニ応嶋五郎右衛門(久重)方近年申付候間、可有御心得候、將又御年貢涯分催促仕、今月中ニ国を可立申由皆々被申候、以此旨預御披露候ハ、目出度候、恐惶謹言、

五月十四日

進上 油倉御奉行所

まいる

多母木源左衛門
清宗(花押)

差出の多母木清宗は、蒲御厨の惣公文であり、現地で義賢と並ぶ立場にあった。前述の享徳三年十一月二日付公用銭送状では、政所石田義賢と惣公文多母木清宗がほぼ同列に署判している。その清宗が東大寺に送った書状である。義賢の代官在任がこれからもつづくこと確認でき(「今月一日御状」)によつてである(ろうか)、大層めでたいと清宗が喜んでいるのであるから、享徳三年以降の五月に書かれた申状とみてよい。この一つ書きの部分はやや文意をとりにくいのが、敬語表現などに注意して見ていくと、おおよそ以下のような意味になると思う。「一日付の御書状で石田殿の代官留任を知り、喜んでおります。早速に守護所にも知らせるため、十日に参上することを申し上げました。(十日に何うと、私の話に対して)守護代様の側からは詳しい内容についてのお返事(お尋ね)がありました。これについては、いずれ石田殿が(帰国したあと、守護所に)申し上げることでしよう」。このように解釈すると、義賢の地位については

御厨側の人間である惣公文がまず把握しており、守護代側は情報を得られないでいる様子が浮かんでくることになる。そうであれば、義賢が甲斐氏の被官とは考えにくいのではないか。

以上はあくまでひとつの推測なのであるが、以下の点はより確実に義賢の立場を探る材料になる。御厨内の吉美方名を「五郎太郎入道」に渡すようにとの東大寺油倉からの指示に対して、多母木清宗は、その入道が代官更迭後も蒲御厨内に影響力をもつ応嶋久重と近しいと警告している。実際、史料¹⁾には吉美方名について、五郎太郎入道の申請をうけた応嶋久重が「任支証、五郎太郎入道方へ一円ニ被渡候間、……」との記述がある。確かにこの入道には、応嶋久重との関係が見出せるのである。その警告の際、清宗の言い方は「彼入道も譜代之石田にても候ハす候」すなわち「五郎太郎入道」は「譜代」である石田義賢とは違い、注意が必要な相手だぞ、というものであった。この「譜代」とは、どのような者を指す言葉であったのか。

史料 R

目安

遠江国蒲御厨諸公文御百姓等謹言上、

……

一、当御厨他家御契約之由承及候、驚人候、連々如申上候、請所ニ可被召候者、可為如何候哉、幸ニ貴寺御領事候、以御憐愍奉憑御扶持候、於来年者、世間豊饒候者、御年貢悉可沙汰申候、若又請所一定候者、以譜代之好、屋敷

一 所事者可有御扶持候、名田事者可為御成敗候、
一、就徳政事、引間倉、去正月十六日強人焼捨候、御百姓種食共ニ彼倉ニ質ニ置悉失候、迷惑之処ニ結句旱魃条々、計会不及申候、

……

康正二年十二月十三日

蒲諸公文御百姓等

油倉へ参

御奉行所^②

ここでは「譜代」の使い方を確認できる。内容は、蒲御厨での耕作と年貢納入を誰か外部の者に請け負わせるらしいとの風聞に接した「蒲諸公文御百姓等」らが、東大寺に愁訴しているものである。その際、「若又請所一定候者、以譜代之好、屋敷一所事者可有御扶持候」と述べている部分が興味深い。もし他者に御厨の耕作を委ねた結果、自分たちはその権利を失うとしても、「譜代之好」で屋敷だけは残してほしい、という。この「譜代」の一語が、長く東大寺の支配の下にいた状態を指しているのは明らかである。ここから類推すれば、石田義賢は東大寺の「譜代」として代々仕えてきた家の出身であったこととなる。甲斐氏の被官ではなかったのである。とすれば、遅くとも義賢が代官となった享徳二年から三年の頃、甲斐氏はそれ以前に行なっていた、蒲御厨の代官を自らの被官を対象に与奪するといった特権を失ったことになる。その詳しい経緯は不明である。敢えて憶測を重ねれば、史料 R に見えるような蒲御厨現

地からの厳しい反発や、史料Mで甲斐将久自身が「依応嶋久重不法及寺訴儀」と認めざるを得ないような応嶋側の失態などが背景となり、東大寺が甲斐被官を敬遠して、甲斐氏の側もそれを受け入れたのかもしれない。

前述のように、長祿二年（一四五八）から三年の頃には周賢が蒲御厨代官であったことが想定できるのであるから、石田義賢が代官であったのもそれまでであろう。この間、代官の交替を推測させるような史料は見出せない。そして、周賢の代官補任は、甲斐氏側の意向と異なるものであったことも既に見た通りである。おそらく一四五〇年代に入ると、甲斐氏が蒲御厨の代官職を掌中に収めることはできないまま、時が経過していったのである。こうした流れの中に改めて史料Aを位置づけようとすれば、それは享徳の乱への対応、長祿合戦、国内の戦乱などの困難が重なった甲斐氏が、庄園側からの「合力」すなわち「野伏・兵糧米」などの動員・徵発を進めるために、蒲御厨では、かつては自らが差配したものの以後はその権を失ったままであった代官職について、再び掌握しようとして試みたものと評価できる。それが失敗に終わった時、甲斐氏は幕府を動かして史料Cのような奉行人奉書の発給をうけ、強引な徵発を正当化しようとしたのである。だが、既述のようにそのやり方は現地を疲弊させるとともに、強い反発を招くことになった。南禅寺のように、当の幕府に訴えて修正を求める対応もあった。そんな中、東大寺は別の方策で甲斐氏に対抗しようとする。御厨外の

有力者に頼って、守護（代）方の圧力をはね返そうとしたのである。それが明確な形となってあらわれたのが、寛正二年（一四六一）のことであった。

五、大河内真家の登場

寛正二年、蒲御厨にはそれ以前とは毛色の異なる代官が登場してくる。

史料S

請申東大寺領遠江国蒲御厨御代官職事、

右、当御領御年貢事、……如此契約申入之上者、不法懈怠之儀候者、速可被召放御代官職候、……仍為後証請文如件、

大河内兵庫助

寛正二年〔辛巳〕六月十三日 真家（花押）³²⁾

新たに蒲御厨の代官となった大河内真家の背後には、吉良氏
の存在を見出すことができよう。ちなみに当時の吉良氏の当主
は吉良義尚である。その没年は応仁元年（一四六七）頃と考え
られ、享年は五十四歳であったという。文安四年（一四四七）
に斯波氏で内紛が起り、甲斐将久が窮地に立った時、調停に
入った「吉良兵衛佐入道」は、この義尚であったろうか。彼は
当時の斯波の当主である千代徳丸（義健）を掣にとる約束があ
ったとされる。おそらくこれらの事実は、斯波領国である遠江
で、吉良氏が浜松庄を拠点に活動していく背景ともなっていた

であろう。

大河内氏は鎌倉時代には三河国額田郡に根付いていたと思われ、南北朝の頃には吉良の一族に仕えて活動する様子も窺えるようになる。⁵⁵室町時代中盤では、この蒲御厨関係で「吉良殿御内大河内備中守」(後掲史料X)と呼ばれている。それから半世紀ほど経って、「浜松庄(吉良殿御知行)奉行大河内備中守(貞綱)、堀江下野守にくみしてうせぬ」と記された出来事は、文亀年間(一五〇一〜〇四)のことと考えられ、その文亀から永正年間(一五〇四〜二二)にかけて、大河内貞綱が浜松周辺で今川軍と戦いを繰り返し討滅されていく経緯については、前に私見をまとめたことがある。⁵⁶

ところで、寛正二年の大河内氏の代官補任は突然に生じた事態ではない。吉良氏や大河内氏は蒲御厨に対して、以前からしばしば介入する姿勢を見せていた。そうした流れの上に真家の代官補任が現れてくるのであり、この出来事の意味を考えるためには、以前に遡って吉良氏と蒲御厨の関係を辿ってみる必要があるであろう。

たとえば前掲の史料しは宝徳四年(一四五二)四月の申状であつたが、そこには御厨内の「吉美方名公文職」をめぐる相論に際して、「渡瀬衛門太郎、今月十五日より、さらとの(吉良殿)、御領の人を憑申、弓矢かまへを仕、同十六日未剋⁵⁷強入部仕候」という出来事があつたと記されている。「渡瀬衛門太郎」が吉良方からの援助をうけて、実力による名の占拠を行な

つたというのである。ところがこの「渡瀬」という人物については、まだ応嶋久重が代官職を帯びていた(すなわち永享十二年から宝徳元年までの間の)頃に、「去徳政のきさミ、応嶋方へ条々緩怠を至(致)候事を、甲斐殿様(将久)被聞召候て、当国之乱をもしつ(鎮)められ候はん為⁵⁸御下向の則、先渡瀬父子ニ生涯させらるへきにて候しお、惣公文方大角彦左衛門承及候て、たちまちにおと(落)して候」との紛争が起こつていたという。「徳政のきさミ」は嘉吉元年(一四四二)九月に幕府が発した徳政令のことであろうか。ただ、「当国之乱」がいつの、どのような出来事を指すのかは不詳である。ともかく、嘉吉の頃から「渡瀬父子」は代官久重に逆らい、やがて久重の後ろ盾である甲斐将久によつて危うく討たれそうになつたといふのである。以上の経緯からは、蒲御厨での相論に際して、甲斐氏や吉良氏という外部の勢力が御厨内の当事者のバックにつき、実力行使も辞さないという構えをとっていたことが見てとれる。その際、蒲御厨の内部が西方と東方に別れ、それぞれ公文たちが対立する局面があり、応嶋排斥には西方が積極的であつたとの指摘⁵⁹に従えば、この渡瀬衛門太郎は明らかに西方の一員であろう。ただ、甲斐氏と吉良氏が渡瀬父子と関わつた時期はずれており、直ちにこの構図が、「東・西両方諸公文は、双方が守護方と吉良方の勢力を背後におき、御厨内での覇権を激しく争つていた」と評価できるかどうかは今後の検証も必要であろう。こうした蒲御厨における吉良氏と大河内氏の介入に

ついで、より具体的な事例から確認していこう。

六、享徳二年の綿瀨名

吉良氏による蒲御厨介入の動きを見ていくと、享徳二年（一四五三）に興味深い事例を見出すことができる。大河内氏もまた、ここで蒲御厨の舞台上に登場してくるのである。

史料 T

……

畏申上候、

抑先度綿瀨名就候て、虎若同道仕候て罷上候て、皆々懸御目、重而御判をいた、き申候、さ候間、虎若より、少之事にて候へハ、御年公又よろつ無沙汰ニ候ハぬやうに、はからい申候へと、蒙仰候之間、此二三か年取次申候処ニ、大河内□（備）中方より、内之者ニ申付候て、虎若か代官として可計由申され候間、渡申へく候哉、又此程之ことくりつき可申候哉、其ためニ態致注進申上候、以此旨可預御披露候、恐惶謹言、

九月廿六日

久吉（花押）

進上油倉へ參御奉行所^②

史料 U

□（蒲）御厨西方諸公文御百姓等謹言上、

□（今）度就綿瀨名、以目安等注進申候、□□住之間ハ、

史料 V

猶々申上候、縦虎若丸非理たりとも、童体の事ニ候上ハ、可渡由仰下候、御沙汰ニついてハ、童体入ましく候、年預様の御書ニ、此御沙汰承被申候、さ候ハん輩ニおいてハ、可預御罪科由仰下され候、驚人候、
小春（十月）二日 遠江州蒲西方諸公文等（後欠）^①

畏申上候、

抑綿瀨遺跡之事、自年預様安堵之御書、杉浦方より両度被付候て、名職可請取由堅申候へ共、油倉大行事殿様より御宛状候共、幾度も訟訴可申候、万事年預様依御貞臚、度々御書下給候、……所詮彼名職者、先御直務候ハ、始終御領可為無為候、為御心得申上候、一方ニ虎若丸被仰付候ハ、可有如何候哉、殊ニ悪克御貞臚之御沙汰ハ、末代難堪次第候、以此（後欠）^②

史料 W

畏申上候、抑綿瀨方御年貢之事、此間度々預御催促候、……又身の弁の事も計会の事と申とても、虎若御扶持の事に

て候へハ、平ニ可然様ニ御申候て、預御扶持候ハ、可畏入候、……恐惶謹言、

霜月廿一日

久吉(花押)

進上 政所(石田義賢)殿^⑤

史料X

目安

遠州蒲御厨東方諸公文謹言上、

右之子細者、綿瀬太郎左衛門生涯之事、既ニ悪党露頭之上者、帯御奉書、御代管(官)様(定賢カ)相供ニ、任国大法致其沙汰候も、御領存無為致忠節申候之処ニ、結句緩怠之由、従年預様度々蒙仰候、迷惑之次第候、

……

一、自年預様虎若丸ニ名職安堵之御書下給候へ共、其様依

無御書、御代管(官)様(定賢カ)無領掌候、

一、上使請持万事、西方眞^⑥候て、理を非ニ被申候之間、

定其趣被申上候歟、

一、吉良殿御内大河内備中守若党杉浦次郎左衛門、彼名職可請取之由、以状申候へ共、御代管(官)様(定賢カ)無承引候、

……

以此旨宜為罷蒙御成敗、粗言上如件、

享徳弍年十二月廿日

蒲御厨東方諸公文等

目安 御奉行所^④

これらの内容は一連のものであると思われ、従つてこの出来事は史料Xと同じ享徳二年(一四五三)のことと考えるのが自然であろう。史料TとWは虎若丸と行動を共にしている久吉の書状で、それぞれ東大寺と政所(代官)に充てたものである。史料Uは西方の、史料VとXは東方の、それぞれ公文たちの申状である。宛先は東大寺であろう。これらの史料が語る事実の経過は錯綜しており、直ちに整合的な理解を進めるのは難しい。試行的に、筆者の考えを提示してみたい。

まず、ここに見える「綿瀬名」を有していた「綿瀬太郎左衛門」についてである。綿瀬は渡瀬に通じるであろうから、これは渡瀬宗近のことである。前年の宝徳四年(享徳元年・一四五二)三月には、代官(定賢)在庄の費用を請け負った有力公文の一人として名前が見える。そして前述のように、同年四月に、吉美方名に吉良氏の援助をうけて入部したという渡瀬衛門太郎(史料L)も同一人物であろう。そうであれば、彼はかつて甲斐将久によつて追放された人物でもあった。将久の実力の前に、親の方は命だけは救われたものの失脚して御厨内に隠居したが、息子の衛門太郎^⑦宗近はやがて宝徳四年近くになつて、東大寺に認められ公文として復活していた訳である。

次に、諸史料に見える代官は、おそらく必ずしも同一人を指してはいない。前述のように、この享徳二年の冬は、ちょうど定賢から石田義賢に代官が交替したばかりのところである。それが問題になるのは史料UとXの関係を考える時である。後者

では代官が、虎若丸とそれを援助している「吉良殿御内大河内備中守若克杉浦次郎左衛門」に對して、綿瀨名の職を認めようとしていない。ところが前者の「西方諸公文申状」ではどうであろうか。闕字が多く推測に頼る部分が多くなるが、代官が大河内との関係について「□□」と述べたために、西方の公文たちは綿瀨太郎左衛門の妻子である虎若丸に名の土地を保有するよう連絡をとっていたところ、東方の公文である多母木方が對立する「藤左衛門」側に綿瀨名を渡そうとしているとの風聞が流れた。そのために「西方一同失面目」との怒りが噴き出している、と読むのが整合的であろう。そうであれば、ここでの代官は大河内や虎若の立場に理解を示す意向を示していたと読み取れる。このように同じ案件に對して異なる対応を取っている史料Uと史料Xの代官は、別人であつたと考えるのが自然なものではないか。すなわち、ちょうど交替の時期にあつた定賢と石田義賢である。では、その組み合わせをどのように考えればよいのであろうか。

ここで史料Wに着目したい。これは宗近の子であると思われる虎若丸の後見人的な存在であつた久吉⁸⁵の書状であり、御厨の政所(代官)に充てたものである。霜月廿二日付で石田義賢書状が出されていることは既に述べた。従つて、その前日付となるこの書状は明らかに定賢ではなく義賢に充てたものである。自らの綿瀨名の年貢が滞っていることについて、「虎若御扶持の事にて候へハ、平三可然様御申候て、預御扶持候ハ、

可畏入候」すなわち虎若丸を助けることになるのだから、何とかうまく東大寺と話をつけてもらいたい、と義賢に求めている内容であつた。代官義賢が虎若丸に好意的であることを前提とした要請がなされているといえよう。従つて、史料Uの代官に相應しいのは石田義賢である。逆に史料Xは、これを書いた東方公文にとつて都合のよい、少し前に定賢が代官であつた時の反応をわざわざ述べていることになる。

以上のような確認の上で、享徳二年の綿瀨名をめぐる事態の推移を辿つてみたい。宝徳元年(一四四九)より前に、応嶋久重と對立したことを理由に、甲斐將久によつて、渡瀬宗近は父とともに御厨内の地位から転落していた。しかし久重が代官を更迭されると、東大寺は宗近の子である虎若丸を綿瀨名の公文となるべき者として認め、久吉がその後見の役割を果たしていた(宝徳元年から享徳二年までの間であるから「此二三か年取次申」ということになる)。この久吉は「河井隼人」といわれ、蒲政所の関係者であつたと思われる。そのため、宗近に批判的な東方の公文たちは、渡瀬名を政所が預かっていると捉え、史料Vのように「綿瀨遺跡」という言葉を用いていたのであろう。また同じく「彼名職者、先御直務候ハ、始終御領可為無為候」と、虎若丸に与えず直務としておけばよいではないか、と述べているのも、こうした推移を念頭に置いていたためではないか。やがて宝徳四年近くなると、史料Lにあつたように、宗近が東大寺によつて綿瀨名公文として復活し、御厨内の有力者とし

て活動しはじめる。そして、宝徳四年四月、吉良氏の援助をうけて吉美方名を実力で占拠しようとした。当時、吉美方名をめぐっては五郎太郎入道が「代々之証文」を提出して公文職を回復しようとし、代官定賢は東大寺の判断を仰いでいる最中であった(史料L)。この件については東大寺も宗近の行動を認めず、享徳三年以降の某年五月までに、吉美方名を五郎太郎入道に渡すとの決定を下したようである(史料Q)。なお、興味深いことに、このとき惣公文の多母木清宗は、東方の者でありながらも、五郎太郎入道と応嶋久重の關係に危惧の念を示している。代官とともに蒲御厨全体の利害も考える立場にあった身にとっては、やはり応嶋ひいては甲斐氏の支配下に置かれることにマイナス面を見出し、反発せざるを得なかったということであろうか。このことは、甲斐氏の領国支配とも関わる問題として考えることができるかもしれない。

このあと、渡瀬宗近は享徳二年七月に、その非法を綿瀬道秀(一族であろうか)に訴えられているから、それまでは健在であったことが分かる。ところが、同年九月の史料Tまでには、宗近は時の代官である定賢と東方公文たちの反発をうけて殺害されるか追放されるかしていたらしい(史料X)。のちに東大寺が吉美方名職を五郎太郎入道に認めようとしたのも、この事態をうけた現実的判断であったものか。そのため、宗近没落後には綿瀬名職を虎若丸が正式に継承することが問題になった。宗近を失った吉良氏も、大河内配下の杉浦を送り込んで、今度

は虎若丸の後見役をつとめようとしたのである(史料T・U・V・X)。

西方の公文たちはこれを実現させようとする側であった(史料U)が、東方の公文たちは強く反発する。東大寺に対しては年預が西方を轟負していると訴え、杉浦(ひいては吉良・大河内氏)に対しては御厨内で名職に関わることを許さないとという姿勢を示した(史料V・X)。代官の定賢も東方公文たちに同調していたが、この年の冬までに石田義賢と交替する(史料Uから、十月には既に義賢が代官となっていたと推察される)。義賢は、東大寺の姿勢にも影響されたものか、虎若丸や大河内氏の動きに好意的であり、西方公文たちからも歓迎される(史料U)。こうした状況の中で、東方公文たちは東大寺に激しく抗議し、また策謀をめぐらして虎若丸の公文職を阻止しようとするなどしていた(史料U・V・X)。

おそらくこの件は、虎若丸が吉良氏と繋がりがら綿瀬名の公文職を帯びることが既成事実化されたのであろう。関字のため年未詳ながら、東方公文たちから東大寺への申状と見てよいであろう史料が二通ある。そこではそれぞれ「綿瀬之事、藤左衛門被仰付候者、遷住可仕候由申上候へ共、……綿瀬名之事⁷¹、大河内方へ被仰付之候□(由)、上使御披露候之間、驚人存候⁷²」「内々承候へハ、就綿瀬名田之事、逃散仕候とも申候、是又元より無謂子細申候、其訴訟を仕候へハとて、御年貢沙汰仕候ましき事候間、難其心得候⁷³」などとあり、東方公文の抵抗にもか

かわらず、彼らの推す「藤左衛門」（史料Uにも見える）ではなく、大河内方（すなわち虎若丸方）にこの名職が与えられたこと、そのため東方公文たちは以後も抗議の姿勢をつづけねばならなかったことなどが推察される。

のち、寛正五年（一四六四）と推定されている東方公文たちの申状²³では、「綿瀬之事、又四郎させる無題目²⁴被退失申候、……公文職之事、先藤左衛門可被仰付之由、連々訴訟申上候処ニ、無御承引候て、結句御代官（大河内真家）直務と承候、無情子細候」とされており、あるいはこの又四郎が虎若丸のことであるのかもしれない。ともあれ、享徳二年のこの出来事からは、吉良氏の勢力が、一方で厳しい反発を生み出しながらも、その実力によって次第に御厨内に浸透していたことが窺える。それは甲斐氏の影響力が後退していったことと入れ替わるように進行した現象であったといえよう。この享徳二年段階での経緯で特徴的なことは、かつての御厨現地での実力者であった甲斐氏の影が、少なくとも史料の中からは見出せないことである。応嶋が代官であった時期には、御厨内で対立する渡瀬のような者が甲斐氏によって潰されていった。その幼い後継者が吉良氏と結んで復活してくる時には、石田義賢という非甲斐氏系の代官の対応が追い風となっていたことは否定できない。しかも、領主である東大寺は明らかにその復活を後押ししていたのである。史料Vの中で「年預様の御書ニ、此御沙汰承被申候、さ候八ん輩ニおいてハ、可預御罪科由仰下され候、驚入候」とされてい

る一文は、その姿勢の強硬さをよく示している。

このように見えてくると、甲斐氏の支配から脱していく蒲御厨にとつて、吉良氏の存在はその空白を埋め、現地での体制づくりと密接に関わるものであったと推測できる。だからこそ、長祿年間になって再び蒲御厨への圧力を甲斐氏が強めようとした時、東大寺からは、それに対抗する切り札として大河内氏の登場という選択がなされていったのではなからうか。少なくともここまでの流れを見る限り、大河内真家の代官補任は偶然の産物ではないであろう。これは、かつて甲斐氏が作りあげた御厨の秩序に敵対し、変改しようとしてきた外部勢力である吉良氏との提携を、東大寺が進めようとしたことを意味する。その場合、吉良氏が足利一門として斯波氏と密接な関係にあったことも、東大寺にとつては、守護（代）方からの賦課に抵抗する上での権威として、魅力を有したのであろう。しかしそれと同等以上に、蒲御厨周辺で守護代の圧力と対峙できる実力が既に確認されていたことも、東大寺が吉良氏さらには大河内氏への依存に踏み切るための条件として、重要であったのではなからうか。蒲御厨の寛正二年とは、宝徳四年や享徳二年の展開の中で準備された方向性が、長祿三・四年の状況によって一気に噴き出した段階なのである。

七、蒲御厨と浜松庄

以上のように、吉良氏は蒲御厨の西方公文たちとの連携を強めつつ、甲斐氏に代わって御厨内への影響力を浸透させていった。ただ、吉良氏がやがて大河内真家を代官に送り込んで、蒲御厨をより直接的に支配しようとしたことには、領主である東大寺の選択という理由とともに、吉良氏にとつての必要性も作用していたと思われる。近隣への勢力拡大が希求されていたことも勿論であるが、自らの浜松庄支配の維持強化のためという観点からも、吉良氏の活動を捉えることができるのではない。次の史料から考えてみたい。

史料Y

乍恐以内状又申上候、引間吉良殿(吉良義尚)ノ御代官、二月之時分、同吉良殿へ申上候□(子)細ハ、蒲面々内ニ檢校一族等・ひるた孫衛門・河井隼人・同孫六・藤五郎・刑部四郎已上六人、徳政之帳本之由を申上候、さ候間、吉良殿より美濃守^{カイ}方(甲斐将久)の状御取候て、引間代官方へ御下候間、其状を国へ出候て、蒲面々ひか事の子細申候間、臈国より蒲ノ其人数よはれ候て、国にて堅尋られ候処ニ、更々無其儀由申候間、又国より引間代官へ此子細申され候て、しせう(支証)を候かたと(問)われ候、さ候間、引間代官国へ申候やうハ、引間之百性も人数とて召取候て、彼物申候と返事候処ニ国ニ申され候、その御百

性の申事ハたつましく候由申され候、又引間代官申候やうハ、さらハゆせい(湯誓)にて候ハんと申候、国ニ申され候、東大寺之御領蒲諸公文、引間ノ百性をあひて(相手)ニ立候て、ゆせいハとるましく候、さりなからゆせいと承候間、更々とらゑたるしせうも候ハぬ由、京都まで住(注)進候ま、申ニ不及候由、はや国にて遵行候、さ候間、其後四月七日、愚身・諸公文等、国へ罷出其礼仕候、符(府)中にも申され候、いかに申候とも、しせうなき事ニ候間、物語ニすいふ南都様之奉公のよし国にも申され候、……若国様如此候、いか、と思食候ハんと存候て、乍恐以内状申入候、恐惶謹言、

卯月十九日

義賢(花押)

進上 油倉御房人々御中

まいる

史料Rに見えるように、正月に浜松庄内の引間(曳馬なども書く)で徳政一揆が起り、その「迷惑」を理由の一つとして、蒲御厨の公文たちが東大寺に年貢減免を訴えたのは、康正二年(一四五六)十二月のことである。従って、この史料もまた康正二年四月のものである。

内容を見ると、浜松庄内での徳政一揆に関わって、吉良方は蒲御厨にも与同者がいると主張し、その捕縛を求めたことが分かる。しかも、その対象には、吉良氏と連携していた筈の西方の者たちも含まれていたのではない。六月には、「蒲西方校

名衆」が東大寺に対して、「引間之事、徳政不入候処、限当御厨預御折檻候条、難堪之次第三候」と訴えているからである。なぜ、このような展開となつたのであろうか。おそらく、西方も含め蒲御厨は浜松庄と近接しているだけに、公文や百姓たちの交流も密なものがあつたのではないか。史料Rにも見えるように、「引間倉」には蒲御厨の「御百姓種食共ニ彼倉ニ質ニ置」⁷⁶ いていたことが記されている。こうした条件は、一面では吉良氏からの介入を御厨側が受け入れやすい素地をつくつていたのであろう。しかし、一揆など領主への抵抗が起こる場合にも在地同士の連携が作動してしまうのであれば、それは吉良氏にとつてもマイナスである。そうした一揆を封殺するには、自領だけでなく、他領まで含めて関係者を弾圧しなければならぬ。この時に、実際に蒲御厨の者たちが一揆に関わつていたのかどうかは確認できない。御厨側は冤罪であると主張しているし、守護所もそれを認めている。ただ、少なくとも吉良氏の側は、浜松庄を脅かした一揆には庄外の者たちも加わつており、そのために大規模化したと、神経を尖らせていたのである。

その認識に沿つて事態に対応しようとすれば、吉良氏にとつて、甲斐将久と協力することも自然な展開である。個々の庄園の枠を越えた一揆には、個々の利害を越えた領主間協力や、守護と領主の連合などで対抗していくことが必要であり、有効でもあるであろう。そのため、在京していただであらう吉良義尚と甲斐将久の間で話がまとめられ、それをうけた浜松庄側が遠江の守護

所に訴えたのである。おそらくこの頃には、甲斐将久にとつて、斯波義敏との対立が深刻化していたし、幕府の命をうけてその事態に対処していたのは、吉良義尚と石橋・渋川氏であつた。将久は義尚からの要請を断ることはできなかったのであろう。それに較べれば、現地の守護所の方がまだ、在地の実態に即して判断しようとする余裕を残していたといえようか。

事実がどうであつたにせよ、こうした認識を持つ吉良氏と浜松庄（の代官）にとつては、自領の支配を安泰ならしめるためにも、周辺への睨みを利かせることが重要になる。その視角からは、前述のような相引である蒲御厨への介入も、浜松庄内の百姓たちと繋がる地域に影響力を扶植する方策であつたと捉えられるのではないか。そして、その影響力をより徹底しようとするれば、大河内氏が蒲御厨の代官に送り込まれることも、現実にはあり得る方策となるのである。超歴史的であり適切な喩えではないかもしれないが、自らの領域を安泰とするために、周辺に「生命線」を求めて進出する指向性を、ここにも見出せるのかもしれない。

しかし、こうした吉良氏と大河内真家の思惑は、やがて壁にぶつかる。

史料乙

目安

遠州蒲御厨東方諸公文等謹言上、

抑先度色々注進申上候条々、田舎御代管（官）片意の御沙

汰毎度候、連々さやうの侘事申候へ共、無承引候間、迷惑仕候て、先迦在所、重而訴訟可申心中ニ候之処ニ、九月十日・十一日兩日万方近付、引率国之諸軍勢・三川勢して、諸公文寄合談合之砌ニ被押寄申之間、可陰(隠)一身無時刻候て、小堀之内一所ニ集候て、一たん遁其害候、さ候間、飯田郷そこはく家放火候て濫妨候、作之青大豆悉馬之草ニなされ候、言語道断九世(曲)事候、

……
条々子細迷惑仕候、國中諸權門領被指防候之間、身のおき所なく候間、ゑん之ひきくニ侘僚仕候、中々大河内方御代管(官)之間、罷憑候ハ、不便にも思食候ハ、直之以御賢使、御領之式をも御見廻申され、可然様ニ御成敗目出度畏入可存候、此趣能々御寺門様へ預御披露候、仍而粗言上如件、

九月十一日

東方諸公文等

御奉行所²⁸⁾

【静資】はこれを寛正五年のものと推定しており、筆者も特に異論はない。これは東方公文からの申状であるから、多少割り引いて読む必要もあるが、それでも真家による強圧的な支配が、御厨内での紛糾を激化させていたことは窺えよう。これで見ると、長祿から寛正年間の頃、東大寺と蒲御厨は、賦課を強めようとする甲斐氏と強圧的に支配を進める吉良(大河内)氏とによって、前門の虎、後門の狼といった状態に置かれてい

たことになる。結局、やがて大河内真家は代官を退き、梵濟という僧が代官となった²⁹⁾。それが寛正六年であったとする【静資】の推測に従うならば、東大寺は僅々数年で吉良氏との提携に見切りをつけたことになろうし、吉良氏側は「生命線」の確保どころか、現地との対立が泥沼化しそうな状況により倉皇として撤退を余儀なくされた訳である。

これ以降、蒲御厨の歴史は戦国の混乱の中に没していく。史料が途絶え、具体的な事象について述べることは困難なのである。それゆえ室町中期を対象に基礎的な事実の整理と吟味を目的とした小稿での作業も、ここで一区切りとすることができであろう。

おわりに

小稿で述べてきた点をまとめ、筆者の展望を述べておく。

①甲斐氏は遠江国内の諸庄園の代官職を被官に帯びさせるなど、守護代としての領国支配を進めていた。しかし、庄園領主側はそれを必ずしも歓迎していなかったし、一度この状態が変わって、甲斐氏被官以外が代官になった場合、再び甲斐氏がその権利を回復しようとしても、うまく行かない場合が生じた。特に、十五世紀半ば過ぎ、享徳の乱による関東出兵の負担や、斯波家の内紛、反対勢力との紛争など、遠江特有の事情を背景に、国内での厳しい動員・徴発が必要になってくると、各庄園

の領主や現地からの抵抗は、甲斐氏にとってなかなか突破できない壁になる。そのため、甲斐氏は幕府の威令に頼って国内での動員・徴発を進めようとしたが、それは却って領主側の抵抗を強め、諸庄園などでの甲斐氏の影響力を減殺する方向に事態を動かしていった。尾張の織田氏や越前の朝倉氏など、斯波領国の現地支配者から戦国大名への道を歩んだ者たちに較べ、斯波家ではむしろ最有力者であった甲斐将久やその後継者たちが、なぜ没落を余儀なくされていったのか。さまざまな要因があったにせよ、この十五世紀半ばの頃、甲斐氏が基盤としていた遠江という国の置かれた位置と、そこでの諸勢力の動きとが絡まりあって作り出していた状況が、甲斐氏の足を引っ張る要素のひとつであったことは否定できないと思われる。

②当該期の吉良氏は、足利一門として斯波氏との間につくっていた関係も背景に、遠江国内では浜松庄を拠点に持ち、その周辺へと活動の舞台を拡大していた。その姿は、この時期の甲斐氏による賦課の重さに抵抗していた蒲御厨の領主東大寺にとつて、一時は頼るべき存在ともなっていて、甲斐氏と入れ替わって勢力を浸透させていく。しかし、実際に大河内氏を代官に送り込むなど、蒲御厨現地での支配を実現していくと、今度は自らがそこでの抵抗に足を取られ、後退を余儀なくされていく。のち、今川氏の進攻の前に、西遠江で蜂起と抗戦をつげながらも、敗北を重ねて討滅されていく大河内氏と、やがて浜松庄地域を今川支配の下に置かれていった吉良氏のありようには、

その段階独特の要因が関わっていたことは勿論であるが、週ればこの時期に、積極的な勢力拡大を試みながら、結果として失敗に終わっていたことが、幾分かは作用していたのではなからうか。

小稿で行なってきた作業は、十五世紀半ばの蒲御厨という、時代も地域も限定された対象に関わる僅かな史料の吟味にすぎない。ただ、この蒲御厨という窓から垣間見える、甲斐氏や吉良氏をはじめとする当時の諸勢力、人々の活動は、われわれの目に室町中期という時代の様相を、ごく一端ではあるが映し出してくれるもののように、筆者には思われる。

註

- (1) 池永二郎氏「遠江国」〔講座日本荘園史 五〕(一九九〇年、吉川弘文館)所収。
- (2) 貞治五年(一三六六)四月、吉良満貞が浜松庄鴨江寺の寺規を定めている〔静岡県史 資料編六 中世二〕所収史料七三九号(以下、静二一七三九のように略記)。
- (3) 一九九二年、静岡県。
- (4) 一九九七年、静岡県。
- (5) 菊池武雄氏「戦国大名の権力構造」〔歴史学研究〕一六六、一九五三年)、大山喬平氏「一五世紀における遠州蒲御厨地域の在地構造」〔オイコノミカ〕三、一九六六年)。

(6) 静二―二三三三。

(7) 『静資』はこの史料を「康正元年」と比定するが、根拠は不詳である。「千喜久」については言及していない。

(8) 『大乘院寺社雑事記』長祿三年八月十三・十八日条。

(9) 小泉義博氏「十五世紀の越前国守護代について」(『二乗谷史学』七、一九七四年)によれば、「甲斐千菊丸が元服して信久と名乗ったのは寛正六年十一月十九日から同月二十四日の間であった」という。六年後に元服しているのだから、長祿三年の段階ではまだ幼童であったと考えてよいであろう。

(10) 『大乘院寺社雑事記』寛正二年八月二日条。

(11) 小泉氏前掲「十五世紀の越前国守護代について」によれば、甲斐敏光は寛正四年十一月から同六年八月の間に死去し、千喜久(菊)が家督を嗣いだと考えられるという。そうであれば、十二月に史料Aのような「千喜久方之国へ之状」が出される年として、寛正四〜六年も候補に挙げられるとの見方もある。しかし、その時期は吉良氏被官の大河内真家が蒲御厨の代官となるなど、甲斐氏に代わって吉良氏の影響力が伸びていた。吉良氏はそれまでも斯波氏の内紛に、幕府方として介入していた。当時の斯波氏は、失脚した義敏と新主義廉の対立が複雑化して、幕府の対応も錯綜しており、その中で、甲斐氏が敢えて吉良氏と敵対する可能性のある史料Aのような代官職の要求を行おうとしたか、疑問が残る。さらに、本文中で見るように尾張国で長祿四年以前に「遠州進発野伏」

が徴発されていた事例と比較すれば、長祿三年に遠江で、史料Aに見えるような国内庄園への催促があったと推測するの
が自然である。そのため筆者は、史料Aが寛正年間に出された可能性は低いと考えている。

(12) 静二―三三七〇、『愛知県史 資料編九 中世二』(二〇〇五年、愛知県)二〇七八号(以下、愛二―二〇七八の
ように略記)。

(13) 静二―三三七一、愛二―二〇七九。

(14) 静二―三三三七。

(15) 村井章介氏「原田莊」(『静通』第二編第四章第二節)。

(16) この時期の幕府政治については、家永遵嗣氏「室町幕府
將軍権力の研究」(一九九五年、東京大学日本史学研究室)
第二部第一章第一節「足利義政の古河公方征討政策と斯波
義敏の失脚」に詳しい。

(17) 「東寺光明講過去帳」は、この年「斯波武衛依主從合戦、
越前・尾張・遠江等、亡魂数千人」であったとする(愛二
―二〇四七)。

(18) 『大乘院寺社雑事記』長祿三年三月十九日条。

(19) 静二―三三四四。

(20) 静二―二四七一。

(21) 山家浩樹氏「今川範忠、義忠」(『静通』第二編第二章
第四節)。

(22) 静二―二三三三。

- (23) 家永氏前掲『室町幕府將軍権力の研究』二六三頁。
 (24) 静二一一三三五。
 (25) 静二一一三三六。
 (26) 『静資』がこれらを康正元年のものとして推定しているのは、史料Aを康正元年に比定し、それに懸けているのであろう。その方向性自体は正当であつたと思われる。筆者は史料Aを長祿三年に比定したゆえにこれらを同年のものと考えるのであり、その方法自体は『静資』に賛同しているのである。
 (27) 『蔭涼軒日録』寛正二年十月廿二日条。
 (28) 年貢は文安元年(一四四四)には「参百伍拾貫文」(静二一一〇四七)、寛正二年には「参佰五貫文」(静二一一三九六)などと代官によって請け負われていた。
 (29) 静二一一二七八。
 (30) 静二一一三二五。
 (31) 静二一一三六四。
 (32) 静二一一三九四。
 (33) 静二一一四二〇。
 (34) 静二一一二二八。
 (35) 永村真氏「蒲御厨」(『静通』第二編第四章第四節)。
 (36) 静二一一二四三。
 (37) 静二一一二〇九。
 (38) 静二一一二二八は「宝徳三年カ」とするが、根拠は不明であり、ここでは別の見解をとる。

- (39) 静二一一九八二。
 (40) 『看聞御記』永享十年九月廿四日条。静二一一九五八。
 (41) 静二一一〇四七。
 (42) 『大乘院寺社雜事記』正月十九・廿二・廿四日条。『経覚私要鈔』正月十八日条。
 (43) 『福井県史 資料編二 中世』(一九八六年、福井県)所収「醍醐寺文書」一一二号～一二五号。
 (44) 静二一一二五〇。
 (45) 静二一一三三一。
 (46) この人物は、静二一一二四〇の年貢算用状では定堅と記されている。
 (47) 静二一一二九七。
 (48) 静二一一二七六～二七九・二一八二。
 (49) 静二一一二七九。
 (50) 静二一一二八五。
 (51) 静二一一二五一。
 (52) 静二一一三九六。
 (53) 『碧山日録』応仁二年六月六日条に、義尚の葬儀における法語が引用されており、そこからの推測である。
 (54) 『建内記』文安四年五月廿八日条。
 (55) 拙稿「吉良貞家と南北朝初期の尾張・三河」(『安城市史研究』七、二〇〇六年)。
 (56) 『宗長手記』(岩波文庫版を使用) 大永二年の項。

(57) 拙稿「永正前後の吉良氏について」(『尾張・三河武士における歴史再構築過程の研究(平成十六年度～平成十八年度科学研究費補助金(基盤研究(C))研究成果報告書)』二〇〇七年、研究代表者青山幹哉)所収。

(58) 注35に同じ。

(59) 同前。

(60) 静二二二七六。

(61) 静二二二九六。

(62) 静二二二七七。

(63) 静二二二七八。

(64) 静二二二八二。

(65) 史料T・V・Wについては、「静資」も享徳二年に比定しており、それに従う。史料Uとした静二二二九六だけは「享徳三年カ」となっているが、これは二年の十月二日として問題はない。

(66) 静二二二四〇。

(67) 静二二二七四の東方年貢銭送状を出しているのは多母木清宗である。

(68) 史料Tの「虎若同道仕候て罷上候て、皆々懸御目、重而御判をいた、き申候、さ候間、虎若より、少之事にて候へハ、御年公又よろつ無沙汰ニ候ハぬやうに、はからい申候へと、蒙仰候之間、此二三か年取次申候」とは、彼が虎若丸を連れて東大寺関係者のもとを回り、綿瀬名の名職継承

について了解をうけていたことを述べている。その際、東大寺からは「僅かばかりの年貢について、虎若から無沙汰などという失態が生じないように、お前が取り計らえ」との仰せを蒙り、数年間、その役目を果たしてきた。との意味であろう。

(69) 史料Wの懸紙ウハ書には「蒲政所久吉」と示されているという(静二二二七九)。

(70) 静二二二七二。

(71) 静二二四五〇。

(72) 静二二四五一。

(73) 静二二四四九。

(74) ただし、史料Qの省略部分には「綿瀬名職之事、虎若丸安堵之子細、上様無御存知由承候、驚人候」との一文がある。「上様」が誰を指すのかは判然としないが、あるいは東大寺の内部にも虎若丸の名職継承に批判的な者がいたことを示しているのかもしれない。

(75) 静二二三四四。

(76) 静二二三四七。

(77) 「師郷記」康正二年五月廿八日条、「応仁略記」「武衛方椰執濫觴の事」。愛二一九七七・七八。

(78) 静二二四四九。

(79) 静二二五〇二。